

# 八潮市中小企業

## 不況対策融資制度のご案内

(令和4年5月10日現在)

市では、不況時における特別措置として、企業経営に重大な影響を受けている中小企業者の方々に対し、経営安定のため必要となる資金の融資のあっせんを行っています。

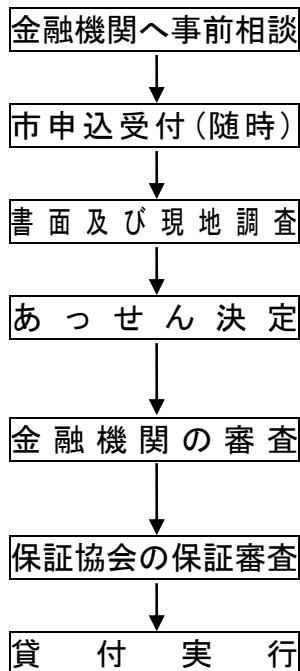
### ★受付期間

令和4年5月17日（火）から令和5年1月31日（火）まで

※ 申込額が融資枠に達した時点で受付を締め切らせていただきます。

※ 随時受付としますが、必要書類がすべて揃ってからの受付となります。

### ★融資の流れ



### ★ 申込み・問い合わせ

八潮市役所 商工観光課（庁舎2階）  
電話 996-2111 内線 479・384

八潮市商工会(中央1丁目6番地18)  
電話 996-1926

### 個人情報の取り扱いについて

審査および制度融資運営の必要上、市が保有する個人情報を利用します。

### 融資の審査について

審査の結果、ご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。

## 不況対策融資の申込みにあたって

市の不況対策融資をお申込みいただく際の注意点は下記のとおりです。

### 1 申込受付は、令和4年5月17日から令和5年1月31日までです。

融資のあっせん額が融資枠に達した時点で、申込みの受付を締め切らせていただきます。なお、お申込みに際しては、金融機関で事前相談をお願いします。

### 2 最近3ヶ月の売上の減少率を確認してください。

最近3ヶ月の売上が右記融資対象者①の減少率に達していない場合には、融資対象者とならないため、お申込みできません。

### 3 お申込みの際には、必要書類が全て揃っていることを確認してください。

お申込みは、必要書類が全て揃っていませんと受付できません。必要書類が全て揃っているかどうか書類一覧表でご確認の上、商工会または商工観光課にお申込みください。

### 4 市の現地調査および審査があります。

お申込みいただいた後、市職員の現地調査と書類審査があります。この調査では、特に次の点を中心にお話を伺います。

- ① 業務内容、業績について
- ② 資金が必要となった理由について
- ③ 今後の業況見通しについて

### 5 金融機関の審査と保証協会の審査があります。

4の調査後、市で融資のあっせんが決定されますと、次に金融機関および埼玉県信用保証協会が保証承諾の可否について審査をいたします。

以上の審査の過程で、必要に応じて物的担保を請求する場合があります。

### 6 申込から貸付までの期間は、1ヶ月半から2ヶ月が目安です。

申込まれてから資金の貸出に至るまで、およそ1ヶ月半から場合によっては2ヶ月程度かかります。ただし、最終的に保証協会の保証承諾を受けていただくまでの間に協議が必要となることがあり、その協議の進み具合に応じて貸付まで若干期間が必要となる場合があります。

### 7 その他

不況対策融資の追加融資はできません。

小口資金融資をご利用されている場合、現に貸付を受けている資金の返済が良好で、償還が24月以上完了していることが必要です。

融資対象者	<p>① 申込時点における最近3ヶ月の月平均売上額と前年の同時期における月平均売上額を比較して10%以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同時期と比較して10%以上減少しており、かつ前年同時期に比べて5%以上減少している方</p> <p>② 1年以上八潮市内に事業所を有する中小企業者であること</p> <p>③ 信用保証対象業種で同一事業を引き続き1年以上営んでいること</p> <p>④ 許・認可を必要とする業種を営む方は、その許・認可を取得していること</p> <p>⑤ 市税を完納していること</p> <p>⑥ 事業が適正に行われており、貸付金の返済が確実に認められること</p> <p>⑦ 信用保証協会の求償債務が現にないこと</p>																																
貸付限度額	<p>運転資金 1,000万円（原則として、年商の1/4以内）</p>																																
返済方法	<p>償還期間 10年以内（据置1年以内を含む）</p> <p>元金均等月賦償還</p>																																
利率	<p>年1.2%</p>																																
保証人	<p>◎個人：不要                      ◎法人：保証協会の定めるところによる</p>																																
保証料	<p>埼玉県信用保証協会の定める保証料率（信用保証協会へ支払う保証料を補助いたします。）</p> <p>*保証料の補助にあたり、約定通りに2回程度返済されているか確認しております。</p> <p>また、履歴事項証明書、市税完納証明書等の書類の提出が必要です。</p>																																
担保	<p>必要に応じて担保を徴収します。</p>																																
取扱金融機関	<table border="0"> <tr> <td>埼玉りそな銀行</td> <td>八潮支店</td> <td>青木信用金庫</td> <td>八潮支店</td> </tr> <tr> <td>埼玉縣信用金庫</td> <td>八潮支店</td> <td>城北信用金庫</td> <td>八潮支店</td> </tr> <tr> <td>埼玉縣信用金庫</td> <td>八潮南支店</td> <td>城北信用金庫</td> <td>南八潮支店</td> </tr> <tr> <td>埼玉縣信用金庫</td> <td>東八潮支店</td> <td>足立成和信用金庫</td> <td>八潮中央支店</td> </tr> <tr> <td>亀有信用金庫</td> <td>八潮支店</td> <td>千葉銀行</td> <td>八潮駅前支店</td> </tr> <tr> <td>亀有信用金庫</td> <td>南八潮支店</td> <td>武蔵野銀行</td> <td>八潮支店</td> </tr> <tr> <td>亀有信用金庫</td> <td>東八潮支店</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亀有信用金庫</td> <td>八條支店</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	埼玉りそな銀行	八潮支店	青木信用金庫	八潮支店	埼玉縣信用金庫	八潮支店	城北信用金庫	八潮支店	埼玉縣信用金庫	八潮南支店	城北信用金庫	南八潮支店	埼玉縣信用金庫	東八潮支店	足立成和信用金庫	八潮中央支店	亀有信用金庫	八潮支店	千葉銀行	八潮駅前支店	亀有信用金庫	南八潮支店	武蔵野銀行	八潮支店	亀有信用金庫	東八潮支店			亀有信用金庫	八條支店		
埼玉りそな銀行	八潮支店	青木信用金庫	八潮支店																														
埼玉縣信用金庫	八潮支店	城北信用金庫	八潮支店																														
埼玉縣信用金庫	八潮南支店	城北信用金庫	南八潮支店																														
埼玉縣信用金庫	東八潮支店	足立成和信用金庫	八潮中央支店																														
亀有信用金庫	八潮支店	千葉銀行	八潮駅前支店																														
亀有信用金庫	南八潮支店	武蔵野銀行	八潮支店																														
亀有信用金庫	東八潮支店																																
亀有信用金庫	八條支店																																

★申込に必要な書類

必 要 書 類		必要部数		備考
		個人	法人	
融資あっせん申込書（複写式）		1部	1部	指定用紙
事業所概要書		1通	1通	指定用紙
印鑑証明書		1通	1通	
市税納税証明書		1通	1通	指定用紙
県事業税納税証明書		1通	1通	県税事務所
許認可を必要とする業種は許可書等の写し		1通	1通	
直前2期分の申告書及び決算書の写し （科目別明細を含む）		—	1通	
直前2年分の個人の申告書及び決算書 又は収支内訳書の写し		1通	—	
試算表（決算日より6ヶ月を超える場合）		—	1通	
売上台帳の写し（直近3ヶ月分及び前年同月分）		1通	1通	
売上高減少申告書		1通	1通	指定用紙
個人情報提供に関する同意書（市提出用）		1通	1通	法人は、法人代表者
登記事項証明書	1 「履歴事項証明書（全部）」 〔コンピュータ化後の変更を含む証明〕	—	1通	法務局
	2 「閉鎖事項証明書」（必要に応じ） 〔コンピュータ化に伴う閉鎖謄本〕			
	3 法人の住所が管轄外の法務局から移転 → 「閉鎖謄本」	—	1通	移転前の法務局
経歴書（新規のみ）		1通	1通	指定用紙
保証人	保証人状況書	—	1通	指定用紙
	印鑑証明書		1通	
	納税証明書（住民税、固定資産税）		1通	
	所得証明書		1通	

※上記書類のほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。